

# 物品貸付規程

平成 26 年 12 月 18 日制定

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、当協会が所有する物品を当協会以外の者に貸し付ける場合の事務手続に関して、必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第 2 条 当協会における物品を当協会以外の者に貸し付ける場合の取扱いについては、法令その他諸規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第 3 条 この規程において「物品」とは次の各号に掲げる資産をいう。

- ① 有形固定資産
- 少額資産

## (貸付できる範囲)

第 4 条 物品は、当協会の業務を妨げない限度において、次の各号に掲げる者に対して貸し付けることができる。

- ① 国、地方公共団体、国立大学法人および独立行政法人
- 教育、音楽または研究を目的とする法人および団体
- ③ 当協会の楽職員および評議員の福利厚生を目的とする法人および団体
- ④ 当協会の楽職員および評議員で、教育、音楽または研究を目的に借り受ける者
- ⑤ 前各号に掲げる者以外で、物品を貸し付けることが相当であると事務長が認めた者

## (使用料)

第 5 条 1 物品を貸し付ける場合は原則として有償とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、物品を無償で貸し付けることができる。

- ① 第 4 条第 3 号から第 4 号に該当する者に貸し付ける場合
- ② 借受人が当協会の職員と共同で研究を行うため、当協会の物品を貸し付ける必要がある場合
- ③ その他前各号に掲げる場合に準ずる場合であって、物品を無償で貸し付けることが相当であると事務長が認めた場合

3 使用料の算定基準については事務長が別に定める。

## (貸付期間)

第 6 条 物品の貸付は、原則的に 1 年間を限度とする。ただし、特別な事由があると事務長が認めるときは、1 年を越えて貸付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、無償貸付する場合の貸付期間は、1 年を越える期間とすることができる。

3 前 2 項の規定による貸付はこれを更新することを妨げない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、美術品その他の収蔵品の貸付期間は原則として 30 日を越えることはできない。

## (貸付手続)

第7条 物品の貸付を受けようとする者は、事務長が別に定める物品借受申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請により事務長が物品貸付を許可する場合には次の各号のとおりとする。

① 使用料が10万円未満である場合は、事務長は別に定める借受許可証を物品の貸付を許可する者（以下「借受人」という。）に交付するものとする。

② 使用料が10万円以上となる場合には、事務長は別に定める物品貸付契約を借受人と締結し、物品貸付契約書を当協会および借受人1通所持するものとする。

③ 前2号の規定にかかわらず、無償貸付を許可する場合の借受許可証は、第1号に規定する借受許可証に準じるものとする。

3 借受人は、事務長が別に定める物品借受書を事務長に提出しなければならない。

## 附 則

### （施行）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### （物品使用料算定基準）

2 当協会が借受人に物品を貸し付けるときの使用料（1月分の貸付にかかる料金で消費税を含まない。）の算定については、事務長が別に定めるもののほか、次各号の算定基準によるものとする。

① 美術品その他の収蔵品の使用料は、1点につき900円とする。

② 前号以外の物品の使用料は、次のとおり算定する。

ア 使用料＝（取得価額－（取得価額×0.1））×償却率÷12

イ アにおける取得価額 当該物品の取得時の価格

ウ アにおける償却率 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に基づいて取得時に設定した耐用年数に応じた定額法の償却率

3 他の物品等に付帯する物品を貸し付ける場合の当該付帯する物品の使用料は、物品使用料相当額を他の物品等の使用料または使用料として整理する。

4 物品の貸付期間が1月未満の場合の使用料は、貸付期間に応じて日割り計算した額による。